

技 管 - 9 0 3
令和7年3月28日

秋田県コンクリート製品協会会長 様

秋 田 県 建 設 部 長
(公 印 省 略)

秋田県コンクリート製品協会工場認定制度を活用した
書類簡素化の運用について（周知）

秋田県コンクリート製品協会工場認定制度を活用した書類簡素化の運用については、平成29年3月24日技管-884で書類簡素化の運用を定め、平成29年4月1日以降に公告・閲覧する土木工事から適用しているところです。

また、秋田県土木工事共通仕様書「材料編」(令和6年10月1日以降適用)にも新規追加し、同制度を活用した書類簡素化の徹底を図っているところですが、改めて県発注公所及び市町村並びに建設業団体に周知しておりますので、ご協力くださるようお願いいたします。

【担当】

秋田県建設部 技術管理課
積算管理・建設DXチーム 加藤、藤原
TEL：018-860-2432

秋田県コンクリート製品協会工場認定制度を活用した書類簡素化の運用

1 秋田県コンクリート製品協会工場認定制度を活用した書類簡素化の概要

(1) 目的

秋田県コンクリート製品協会工場認定制度により供給されるコンクリート二次製品は、品質管理体制や製品品質の標準化が確立されており、秋田県の公共工事における工事全般の品質確保と品質向上に資する事から、工場認定制度を活用した工事関係書類の簡素化を図り、受発注者の負担軽減を目的とするものである。

(2) 導入の背景

- ① 秋田県コンクリート製品協会工場認定制度により工場認定書が交付された工場（「認定工場」という。）において、自主的な品質管理体制の構築が進み、年間を通じて安定した品質の製品供給がなされている。
- ② 公共事業の発注者としての説明責任の観点からも、品質管理状況について確認する体制が求められている。
- ③ 工場認定制度を活用した工事関係書類(材料承認願等)の簡素化を行い、受発注者の負担軽減を図る。

(3) 書類簡素化の対象範囲

書類簡素化の対象については、認定工場から供給されるコンクリート二次製品に関わる各種試験結果の書類とする。

(4) 工場認定制度の各種基準及び運用等

工場認定制度の各種基準及び運用等に関しては、秋田県コンクリート製品協会が定め、運用するものとする。

なお、県においては、適切な基準及び運用がなされているのかについて、年度当初において確認することとする。

2 秋田県コンクリート製品協会工場認定制度を活用した書類簡素化における県の取り扱い

(1) 材料承認願などの簡素化について

- ① 認定工場から供給されるコンクリート二次製品に関わる各種試験結果の書類を簡素化の対象として、材料承認願の提出書類の簡素化を図るものとする。
- ② 簡素化した書類については、県及び秋田県コンクリート製品協会にて閲覧することを可能とする。

(2) 材料承認願添付資料における試験結果書類の省略について

「工場認定書が交付された工場「認定工場」の場合」

認定工場から供給されるコンクリート二次製品を、県が発注した公共工事に使用する場合は、工事毎に以下の書類を提出する事とし、それ以外の各種試験結果の書類を省略することができる。

- ① JIS認証書(JIS取得工場の場合)
- ② 工場認定取得番号、認定工場、配合、リサイクル認定製品番号を記載した承認願い鏡(別紙1)
- ③ 製品品質規格(外観、性能、形状、寸法及び寸法の許容差)
※ 外観、性能、形状、寸法及び寸法の許容差の表示されている資料

- (3) 材料承認願添付資料における試験結果書類を省略出来ない場合について
「工場認定書が交付された工場「認定工場」以外の場合」

認定工場以外については、平成28年3月31日付け技管-969「コンクリート二次製品に係る材料承認願添付資料について」により、該当する書類を提出すること。

3 秋田県コンクリート製品協会工場認定制度

(1) 工場認定制度の概要

この制度は、秋田県内のコンクリート二次製品製造工場に対して、秋田県コンクリート製品協会が定める「製造工場認定審査関係規定集」により、県や審査機関が認定基準への適合状況を工場審査(書類審査及び工場立会審査)により確認する事で承認され、認定工場として有効期間を付して工場認定書が交付されるものである。

(2) 各機関の構成及び役割

1) 秋田県(技術管理課及び各地域振興局)

- ① 秋田県コンクリート製品協会からの依頼に基づき、各地域振興局に対して工場認定に関わる審査実施工場への臨場を依頼する。(技術管理課)
- ② 秋田県コンクリート製品協会から委嘱された審査委員会が実施する工場審査に臨場し、工場審査の実施状況を確認する。(各地域振興局)
- ③ 秋田県コンクリート製品協会より提出された評価調書(工場審査実施工場の評価結果)を受取り、審議を行い、審議に基づく承認結果を協会へ報告する。又、評価調書は一定の期間保管を行う。(技術管理課)
- ④ 工事関係書類の簡素化に係わる資料として、工場認定制度により承認された工場から提出される工場管理資料について、工場認定の有効期間に該当する工場管理資料の保管を行う。(技術管理課)
- ⑤ 秋田県コンクリート製品協会が運用する「工場認定制度」の基準や運用状況を確認し、適切な運用となるように指導する。(技術管理課)

2) 審査委員会(審議機関)

- ① 工場審査(実地検査及び書類審査)
審査委員会により選任された審査員は、工場審査の対象工場へ出向き、工場審査を実施する。審査の結果は審査調書に記載し、審査委員会へ報告する。
- ② 審査調書の審議
審査調書を基に審議を行い、工場審査の結果を決定する。
- ③ 工場審査報告
工場審査の結果を基に工場審査調書として取り纏め、評価委員会へ報告する。
- ④ 製造品質管理基準、製造品質審査実施要領を作成する。

3) 評価委員会(審議機関)

- ① 審査委員会から報告された工場審査調書を審議し、評価を行う。
- ② 工場審査調書の審議、評価結果を基に評価調書として取り纏め、協会へ報告する。
- ③ 工場認定制度に係わる製造工場の品質管理体制及び品質の標準化について、助言、指導を行う。

附 則

この運用は、平成29年4月1日から施行する。
附 則（平成29年3月24日技管－884）

